

見積り依頼仕様書

1 件名

「京都めぐりは電車がはやくて楽ちん！」チラシ及びポスターのデザイン編集について

2 仕様

既存のチラシ表面及びポスターのデザインを以下のとおり編集すること（既存のチラシ及びポスターは添付2 1ページから6ページ、編集箇所は添付2 7ページから10ページのとおり。）。

- (1) 「阪急電鉄」のロゴマークを添付3 1ページのロゴマークへ変更すること。
- (2) 「嵐電」のロゴマークを添付3 2ページのロゴマークへ変更すること。
- (3) 印刷物番号を本市指定の番号へ変更すること。また、発行年月日を令和8年1月へ変更すること。

※ チラシ及びポスターのデータは、Adobe InDesign で提供します。

また、追加するロゴマークのデータは、PDF 及び illustrator で提供します。

3 納品物

2でデザイン編集をした、チラシ（A4サイズ）及びポスター（B1、B2サイズ）のデザイン

※ それぞれ編集可能なデータと印刷可能なデータを提出すること

4 校正の回数

2回程度実施の予定

5 納期

令和8年1月19日（月）

6 その他留意点

- (1) チラシ及びポスターの編集可能なデータは、決定した事業者に提供する。
- (2) 本事業要項及び本仕様書に定めのない事項や、その他調整を要する事項については、受託者と本市が協議のうえ、決定する。
- (3) 作成過程で発生した当該業務に係る固有のアイデア、デザイン等本事業における成果物の著作権（著作権法第21条から第28条までに定める権利を含む。）については、本市に帰属するものとする。また、本事業終了後にお

いても本市がその保有する広報媒体等を活用して公表等を行うに当たり、著作権使用料等が別途発生しないようにし、自由に無償で使用できるものとするとともに、著作者人格権（著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に定める権利を含む。）の行使をしないこと。

- (4) 成果物に使用される全てのものは、必ず事前に著作権、肖像権等の権利の了承を得てから使用すること。
- (5) 成果物に使用される全てのものは、権利者により二次使用を含めた使用的許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得たうえで使用すること。なお、その際必要となる一切の手続及び使用料の負担等は受託者が行うこと。
- (6) 本事業による成果物については、使用料その他名目の如何を問わず、使用の対価を一切請求することができない。
- (7) 成果物の著作権及び肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、本市は責任を負わない。
- (8) 受託者は業務で知り得た情報及び業務に係る内容を第三者に漏らしたり、その他の目的に転用したりしないこと。

【連絡先】

都市計画局歩くまち京都推進室（担当：水西、安藤）

電話：222-3483

メール：miqbc775@city.kyoto.lg.jp